



8水管第547号
令和8年5月20日

千葉県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	1.42%	1,034
まさば及びごまさば対馬暖流系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホーツク海南部			
まだら本州太平洋北部系群			
まだら本州日本海北部系群			
まだら北海道太平洋			
まだら北海道日本海			

○漁業法（抜粋）

（農林水産大臣による漁獲可能量の設定）

第15条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

- 一 漁獲可能量
 - 二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。）
 - 三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量（以下この節及び第125条第1項第4号において「大臣管理漁獲可能量」という。）
- 2 農林水産大臣は、次に掲げる基準に従い漁獲可能量を定めるものとする。
- 一 資源水準の値が目標管理基準値を下回っている場合（次号に規定する 場合を除く。）は、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
 - 二 資源水準の値が限界管理基準値を下回っている場合は、農林水産大臣が定める第12条第1項第2号の計画に従って、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
 - 三 資源水準の値が目標管理基準値を上回っている場合は、資源水準の値が目標管理基準値を上回る状態を維持すること。
 - 四 第12条第2項の目標となる値を定めたときは、同項の規定により推定した資源水準の値が当該目標となる値を上回るまで回復させ、又は当該目標となる値を上回る状態を維持すること。
- 3 農林水産大臣は、第1項各号に掲げる数量を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。
- 5 農林水産大臣は、第1項各号に掲げる数量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、第1項各号に掲げる数量の変更について準用する。

（知事管理漁獲可能量の設定）

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第125条 第1項第4号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。
- 6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

○資源管理基本方針（抜粋）

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1・2（略）

3 都道府県への配分

- (1) 全体の漁獲量のうちおおむね80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、配分数量を明示して管理を行う必要がある特定水産資源については、当該配分数量を明示する。

4（略）

（別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群）

第1～第5（略）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

- ① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

②～③（略）

(2)～(3)（略）

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 配分の対象となる都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県とする。
- (2) 1(1)①の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとする。
- (2) (3)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3～4（略）

第7～第9（略）

○千葉県資源管理方針（抜粋）

7 まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理方針

(1)・(2)（略）

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業区分に配分する。

(4)（略）

まさば及びびごまさば太平洋系群の千葉県 T A C 配分量と漁獲実績

配分量	R4漁期		R5漁期		R6漁期		R7漁期*		平均**	
	数量 (t)	割合	数量 (t)	割合	数量 (t)	割合	数量 (t)	割合	数量 (t)	割合
漁業種類										
中型まさ網	277	15%	259	10%	279	10%	955	25%	272	11%
火光利用さば	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
敷網(あじ・さば棒受網)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
定置	1,381	77%	2,372	87%	2,282	84%	2,690	70%	2,012	84%
小型定置	139	8%	84	3%	148	5%	183	5%	124	5%
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	1,797	100%	2,715	100%	2,709	100%	3,828	100%	2,407	100%

* R7は7月～翌4月末までの集計値

** R4～R6漁期の3か年平均

伊豆諸島海域における「まさば及びごまさば太平洋系群」の 漁獲可能量（TAC）について

1 経緯

「伊豆諸島海域における「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量（TAC）については、関係都県で共通管理していくべき」との水産庁の指導があり、国及び一都三県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）で協議を重ねた結果、平成11年から東京都が一括管理することとなり、現在まで円滑に管理がなされている。

2 伊豆諸島海域における「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量

令和8管理年度における漁獲可能量の配分算定の考え方は、「令和2年から令和4年までの3か年の漁獲実績から算出したシェアを基に配分する」としてしている。

その結果、当該海域の「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量は「現行水準」となった。

【東京都資源管理方針の内容「まさば及びごまさば太平洋系群」】

対象海域：以下の対象漁業がまさば及びごまさば（以下「さば」という。）の採捕を行う水域

対象漁業：①東京都内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地があるものがさばを採捕する漁業（大臣許可漁業除く）

②東京都知事から東京都漁業調整規則に基づく許可を受けてさばを採捕する漁業

3 伊豆諸島海域における「まさば及びごまさば太平洋系群」の 漁獲可能量と漁獲量

漁期 ^{※1}	漁獲可能量 (トン)	漁獲量 (トン)	消化率 (%)	本県船の 漁獲量 (トン)	本県船の 割合 (%)
21年	16,000	11,753	73.5	637	5.4
22年	19,000	15,294	80.5	666	4.4
23年	19,000	13,744	72.3	1,133	8.2
24年	20,000	9,808	49.0	1,456	14.8
25年	21,000	9,761	46.5	1,287	13.2
26年	27,000	9,908	36.7	1,434	14.5
27年	26,000	9,275	35.7	1,804	19.5
28年	24,000	8,423	35.1	1,307	15.5
29年	21,000	7,335	34.9	1,200	16.4
30年	12,000	7,205	60.0	1,239	17.2
元年	15,000	5,860	39.1	1,293	22.1
2年	10,000	6,449	64.5	1,279	19.8
3年	現行水準	4,102	—	1,010	24.6
4年	現行水準	3,787	—	674	17.8
5年	現行水準	2,026	—	584	28.8
6年	現行水準	1,077	—	327	30.3
7年 ^{※2}	現行水準	271	—	90	33.2

※1 漁期は7月から翌年6月まで

※2 令和7年7月から令和8年5月末までの集計値